

報告第22号

損害賠償額の決定に関する

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成29年7月31日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成29年9月21日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- | | |
|---------|--|
| 1 件名 | 庁有車運行中に起きた乗用車との接触事故 |
| 2 事故の概要 | 平成29年7月10日品川区清掃事務所の職員が運転する庁有車が、品川区大崎一丁目18番先の区道で誤って車道中央線をはみ出して走行したため、前方から来た乗用車に接触し、同車の右サイドミラーを破損した。 |
| 3 損害賠償額 | 21,656円（修理費） |
| 4 相手方 | [Redacted] |